

日火連短信

令和 2 年 1 2 月 2 3 日 第 156 号

〒106-0041

東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会

専務理事 大岩 伸夫

TEL 03-5549-9041

FAX 03-5549-9042

URL <http://www.nikkaren.jp/>

E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

警察庁生活安全局保安課：紺野課長補佐より、12月22日付で「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について」と題する通達を発出した旨の連絡がありました。

会員各位への周知をお願い致します。

内容は別添文書の通りですが、4. 留意事項 (3) 当面の措置 として次の内容が記載されています。

現在、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可を受けている鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊の隊員及び認定鳥獣捕獲事業者の捕獲従事者については、銃刀法第4条第5項に基づき、「法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会」の所持許可を受けているが、今後は、銃刀法第4条第1項に基づき、「その者の住所を管轄する都道府県公安委員会」の所持許可を受けることとなるので、その変更のための手続が必要となる。本件ライフル銃の許可証とは別に、「その者の住所を管轄する都道府県公安委員会」から許可証の交付を受けている者にとっては、本件ライフル銃に係る許可証の返納を受けた上、当該別の許可証に本件ライフル銃の許可内容を転記し、これ以外の者にとっては、本件ライフル銃に係る許可証の本籍欄及び住所欄を事業場の名称及び所在地から所持者本人の本籍及び住所へと書換えを行うこと。

以上